

## 香川県広域水道企業団条例第1号

香川県広域水道企業団公告式条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第16条第4項及び第5項の規定に基づき、条例の公布等に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例の公布)

第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して、その末尾に企業長が署名しなければならない。

2 条例の公布は、香川県広域水道企業団（以下「企業団」という。）の公報（以下「企業団公報」という。）に登載してこれを行う。ただし、天災事変その他特別の事由により企業団公報に登載して公布することができないときは、企業団の掲示場に掲示して、これに代えることができる。

(規則の公布等)

第3条 規則を公布しようとするとき、又は企業長の定める規程を公表しようとするときは、公布又は公表の旨の前文、年月日及び企業長名を記入しなければならない。

2 前条第2項の規定は、規則及び前項の規程に準用する。

(規則等の施行期日)

第4条 規則若しくは企業長の定める規程は、それぞれ当該規則又は規程をもって特に施行期日を定めることができる。

(企業団公報の発行)

第5条 企業団公報は、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって規則で定めるものをいう。）により不特定多数の者が企業団公報に登載すべき事項の情報の提供を受けることができる状態に置く措置であって規則で定めるものとする方法により発行するものとする。

2 前項に規定する方法による企業団公報の発行は、企業団公報に登載すべき事項を企業団の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録

し、当該ファイルに記録された情報の提供を受けようとする者の求めに応じてその使用に係る電子計算機に企業団の使用に係る電子計算機から送信し得る状態となった時に行われたものとする。

- 3 第1項の規定にかかわらず、事故その他特別の事由により、同項に規定する方法により企業団公報を発行することができないとき、又は著しく困難であるときは、これに代えて書面をもって企業団公報を発行することができる。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。